

申込方法

汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える人に【市】浄化槽補助金に上乘せして【県】浄化槽補助金を交付いたします。次の事項に留意してお申し込みください。

- ◆【市】浄化槽補助金とは「米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金」、
【県】浄化槽補助金とは「米沢市浄化槽整備促進事業費補助金」のことをいいます。

1 補助対象区域

- ① 米沢市公共下水道事業計画区域以外の区域
- ② 農業集落排水事業実施区域以外の区域

2 申込要件

- ① 令和6年度【市】浄化槽補助金の事業を実施する人で、汲み取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える人

注：新築・改築（建替え・増築・間取り変更等）による設置は対象外。

※ 改築のうち増築にあっては、増築した部分のみで独立した住宅機能を有する場合は対象となりません。

- ② 完了報告書を令和7年2月28日（金）まで提出できる人

◆ （県版）リフォーム補助金と重複する箇所は、補助対象となりません。

※ 詳細は、下水道課工事担当にお問い合わせください。

3 申込方法

下水道課に備付けの【市】浄化槽補助金申込書で申し込みを済ませた後、【市】浄化槽補助金交付申請書と併せて【県】浄化槽補助金交付申請書を下水道課工事担当に提出してください。

なお、既に【市】浄化槽補助金交付申請を済ませている場合は、速やかに【県】浄化槽補助金交付申請書を追加提出してください。

- 4 受付期間 令和6年4月1日(月)から令和7年2月21日(金)まで

- 5 補助金の額 表の区分ごとにいずれか低い額（千円未満切捨て）

	補助金交付額
5人槽	①（浄化槽本体工事費－390,000円）×1/3 ② 160,000円
6～7人槽	①（浄化槽本体工事費－474,000円）×1/3 ② 200,000円
8～10人槽	①（浄化槽本体工事費－660,000円）×1/3 ② 200,000円

- ◆ 浄化槽本体工事費とは、浄化槽本体、浄化槽を設置するための掘削、基礎、埋め戻し及び積雪対策、ブロワ工事、浄化槽設置に係る設計費、監理費及び損料等経費の総額（消費税を含む）。配管工事等の付帯工事は含みません。
- ◆ 受付は、予算に達した時点で終了となりますので御了承ください。

6 注 意 点

以下の場合には補助金が交付されませんので十分に注意してください。

- ① 市が定めた施工要領（基準）を満たしていない、工事写真等の提出書類に不備がある等、令和6年度【市】浄化槽補助金を受けることができない場合。
- ② 法令等に違反した場合。

7 問 合 先

米沢市 上下水道部 下水道課 工事担当
〒992-0012 山形県米沢市金池五丁目1番23号
☎0238-22-4511(代) Fax0238-23-6177